

4章

施策の取り組み

4章 施策の取組み

4.1 施策の取組みについて

4章では、この計画の基本理念・基本方針に基づき、今後実施していく施策の具体的内容を整理します。

4.2 施策体系と個別施策の取組み

この計画の施策体系は、4つの基本方針、8つの個別方針、19の施策で構成します。各施策の目的、今後の方向性、今後の取組みを次ページ以降に示します。

表 6 施策体系

基本方針（4）	個別方針（8）	施策（19）
1. 基本方針1 自転車及安全・安心を守るまち (自転車の安全利用の促進)	1-1. 個別方針1 交通安全に関する意識の向上と行動の徹底	1-1-1. 施策1 多様な世代に向けた交通安全意識の啓発 1-1-2. 施策2 自転車安全利用を支える区民の自主的な取組みの支援
	1-2. 個別方針2 事故への備えの徹底	1-2-1. 施策3 自転車保険の加入促進
		1-2-2. 施策4 ヘルメットの着用啓発
		1-2-3. 施策5 自転車の点検整備の促進
2. 基本方針2 自転車が快適に走るまち (快適な自転車利用環境の整備)	2-1. 個別方針3 安全で快適な自転車通行空間の整備促進	2-1-1. 施策6 自転車ネットワークの形成に向けた自転車通行空間の整備
		2-1-2. 施策7 自転車通行空間の利用促進
	2-2. 個別方針4 まちづくりと連携した取組みの推進	2-2-1. 施策8 まちづくりと連携した取組みの推進
3. 基本方針3 自転車がスマートに駐まるまち (適正な自転車利用の推進)	3-1. 個別方針5 地域のニーズに応じた自転車駐輪環境の整備	3-1-1. 施策9 既存駐輪場の利用促進
		3-1-2. 施策10 利用実態を踏まえた新たな駐輪場の整備
		3-1-3. 施策11 自転車シェアリングの普及促進
		3-1-4. 施策12 民間事業者との連携による駐輪環境整備
	3-2. 個別方針6 自転車の放置対策の推進	3-2-1. 施策13 多様な手法を用いた放置自転車防止への
		3-2-2. 施策14 放置自転車対策事業の効率化
4. 基本方針4 自転車が身近な暮らしを支えるまち (日常生活を支える自転車利用の促進)	4-1. 個別方針7 環境にやさしく健康づくりに資する自転車利用の促進	4-1-1. 施策15 環境にやさしい自転車通勤や業務利用の増加への対応
		4-1-2. 施策16 自転車を利用した健康づくりの推進
		4-1-3. 施策17 自転車利用にかかわる情報発信の促進
	4-2. 個別方針8 多様なニーズに応じた自転車利用の促進	4-2-1. 施策18 まちなか観光における自転車の活用
		4-2-2. 施策19 災害時における自転車の活用

1. 基本方針1 自転車及安全・安心を守るまち（自転車の安全利用の促進）

1-1. 個別方針1 交通安全に関する意識の向上と行動の徹底

1-1-1. 施策1 多様な世代に向けた交通安全意識の啓発

目的

交通事故を防止するため、警察署や交通安全協会等と連携しながら、区が「世田谷区民自転車利用憲章」の普及をはじめ、自転車交通のルール・マナーの普及啓発を図ります。

今後の方向性

未就学児、区立小・中学校・高齢者を対象とした交通安全教室等、これまで定着してきた取組みについて、さらに質の向上や地域との連携・参画の強化を図ります。また、交通安全啓発に触れる機会が少なく、自転車事故の多い20～40歳代をはじめ、電動アシスト自転車の普及が予想される高齢者等、多様な世代に向けて「ながらスマホ」の防止等も含めた自転車交通ルール・マナーの啓発をさらに推進します。また、ユニバーサルデザインの視点等も踏まえ、居住外国人・外国人観光客向けの自転車の交通安全利用啓発にも取組みます。

今後の取組み

○学校等における交通安全啓発の推進

- ・幼児向け交通安全啓発を専門とする事業者へ委託し、幼稚園・保育園等、未就学児向けの交通安全教室を実施します。
- ・区立小学校向け交通安全教室について現行の全校開催を継続し、さらに自転車教室実施の必須化と低学年で実施の場合は、高学年での再度の実施を目指します。
- ・区立中学校向け交通事故再現型交通安全教室について、3年に1度の実施を継続し、さらに地域や保護者の参加を促進し、地域ぐるみ・家庭ぐるみの交通安全啓発に取り組めます。
- ・私立小・中学校や高校については、交通安全啓発に関わる資料や情報を提供するとともに、交通安全教室の実施を支援します。

○20～40歳代への啓発の強化

- ・自転車を通勤・業務に利用する区内事業者に対する自転車安全講習の実施を支援します。
- ・大学新入生向け啓発リーフレットの配布、講習の実施等、区内大学に対する取組みを実施します。
- ・子育て自転車向けの自転車安全講習の実施等、PTAや保護者会等と協働で子育て家庭への交通安全啓発を強化します。

○高齢者向け交通安全教室の推進

- ・高齢者向け交通安全教室を継続する等、自転車安全利用推進員などと協力し、高齢者に向けた交通安全啓発に取り組めます。

○外国人への自転車安全利用の啓発

- ・居住外国人・外国人観光客向けに、区ホームページ等の活用による多言語での交通ルールやマナー、交通安全情報の提供など、交通安全啓発に取り組めます。

世田谷区民自転車利用憲章

自転車は、環境に優しく健康にも良い、手軽で身近な交通手段です。

私たちは、自転車の事故をなくし、誰もが安全、安心して楽しく行き交う豊かな地域社会の実現を目指します。

私たちは、思いやりの精神と譲り合う心に基づき、ルールを守り、マナーの向上に努め、ゆとりと節度ある自転車利用を実践することを宣言し、ここに区民共通の行動規範として、世田谷区民自転車利用憲章を定めます。

- 一 私たちは ルールを学び 正しく 自転車に乗ります
- 一 私たちは マナーを守り 優しく 自転車に乗ります
- 一 私たちは ゆとりの心で 楽しく 自転車に乗ります

平成24年(2012年)4月1日 世田谷区

自転車安全利用五則

①自転車は、車道が原則、歩道は例外

道路交通法上、自転車は軽車両と位置付けられています。したがって、歩道と車道の区別のあるところは車道通行が原則です。

②車道は左側を通行

自転車は車道の左端に寄って通行しなければなりません。

③歩道は歩行者優先で、自転車は車道寄りを徐行

歩道では、すぐに停止できる速度で徐行し、歩行者の通行を妨げる場合は一時停止しなければなりません。

④安全ルールを守る

●飲酒運転禁止 ●二人乗り運転禁止 ●並進走行禁止 ●夜間はライトを点灯 ●信号無視禁止 ●一時停止と安全確認

⑤子どもはヘルメットを着用

世田谷区自転車条例では13歳未満の子どもに対し自転車利用中にヘルメットを着用させることを、保護者の義務としています。



がやぼー

ねこりん

1-1-2. 施策2 自転車安全利用を支える区民の自主的な取組みの支援

目的

区、警察署等による取組みだけでなく、区民が主体となって自主的に自転車安全利用啓発を進め、地域の実情に合ったきめ細かい対応を図ることにより、交通事故の防止を図ります。

今後の方向性

区民が自主的に自転車安全利用啓発に取り組む「自転車安全利用推進員」の体制・活動の充実を図り、これを軸として、区民主体・地域主体の交通安全活動をさらに推進します。

また、交通事故データ等を活用して、自転車安全利用について地域へのわかりやすい働きかけを行います。

今後の取組み

○自転車安全利用推進員の育成・支援

- ・活動実績のPR等、多方面への呼びかけにより、自転車安全利用推進員の参加者増を図ります。
- ・実技指導や活動事例の共有等により、推進員のスキルの向上、推進員同士の連携の強化、活動内容の充実を図ります。

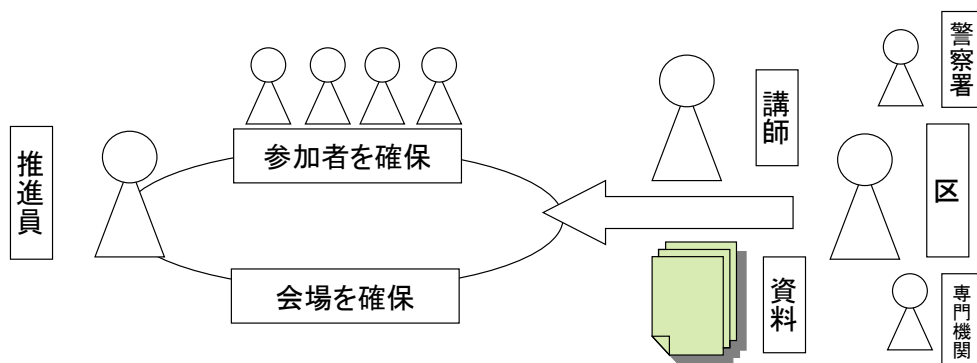


図 70 自転車安全利用推進員のイメージ

世田谷区自転車安全利用推進員認定証	
氏名	世田谷区立〇〇小学校PTA校外委員
交付	令和2年7月1日
有効期限	令和3年6月30日
上記の者は、世田谷区自転車安全利用推進員要綱により認定した世田谷区自転車安全利用推進員であることを証明する。	
世田谷区長	保坂 展人

図 71 自転車安全利用推進員の認定証の例



図 72 芦花公園踏切安全キャンペーン



図 73 自転車安全利用推進員の活動例
(芦花公園踏切押し歩きキャンペーン)

○その他区民の自主的な取り組みの支援

- ・育成研修を受講し、継続的に活動する自転車安全利用推進員以外にも、区民一人ひとりが「推進員」の役割を担い、身近な場において自転車安全講習を開催する、自転車購入時に自転車販売店で自転車ルールの説明を行う等、自主的に自転車安全利用啓発に取り組むことを目指します。
- ・区は区民が自主的に行っている取り組み例やアイデアを区ホームページや広報等で紹介し、出前型交通安全講習の実施につなげる等、これをきめ細かく支援します。また、自動車運転者への啓発も進める等、自転車安全利用啓発の輪を広げます。
- ・新型コロナウイルスの感染防止の観点から、啓発資料の区ホームページ上での公開等、様々な交通安全啓発を実施できる環境を整備します。

○交通事故データを活用した、地域へのわかりやすい働きかけ

- ・現在でも、自転車安全講習の開催にあたっては、小学校通学路の「危険箇所」について事前に学校・PTAに話を聞き、登校時の児童の様子を観察し、その結果を資料に盛り込む等していましたが、さらに交通事故発生マップ等の交通事故データを啓発に活用することにより、啓発内容の充実を図ります。

1-2. 個別方針2 事故への備えの徹底

1-2-1. 施策3 自転車保険の加入促進

目的

「東京都自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」による自転車保険の加入義務化を踏まえ、万が一の事故への備えとして、自転車事故により相手に与えた損害の賠償について補償する自転車損害賠償責任保険への区民の加入を促進し、あわせて自転車利用者の自覚と交通安全・交通事故防止の意識を高めます。

今後の方向性

区が平成 30 年度から実施している「世田谷区区民交通傷害保険」のPRを引き続き実施するとともに、他の民間の自転車損害賠償責任保険についても区ホームページ等で適切に情報を提供し、区民の保険加入を促進します。

今後の取組み

○区民交通傷害保険（自転車賠償責任プラン）の加入促進

- ・区民への「世田谷区区民交通傷害保険」のPRを行います。

○自転車損害賠償責任保険への普及促進

- ・他の民間の自転車損害賠償責任保険についても区ホームページ等で適切に情報を提供する等、区民の保険加入促進を図ります。

◇「自転車保険」と「自転車損害賠償責任保険」

「東京都自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」第 27 条では、「自転車の利用によって生じた他人の生命又は身体の損害を賠償することができるよう、自転車損害賠償保険に加入しなければならない」と定めています。この「自転車損害賠償保険」とは、自転車利用中の事故により、他人にケガをさせてしまった場合等の損害を賠償できる保険等のことであり、この計画では「自転車損害賠償責任保険」または「自転車保険」と呼んでいます。

世田谷区「区民交通傷害保険」
加入者募集のお知らせ

申込期間
令和2年5月1日(金)から6月19日(金)まで

有児中のママ・パパにも!

毎日の自転車利用に!

区内の金融機関・郵便局で
申込書の設置、加入受付を
しています

世田谷区内に
お住まい・お勤め・ご通学の方なら
年齢を問わず加入が可能
です

通勤通学で
自転車に
乗るなら!

一人で
自転車に
乗れたら!

自転車賠償責任補償1億円が
年間1,400円から加入可能です

重要なお知らせ

「東京都自転車条例」が改正され、令和2年4月より
自転車利用者は、自転車事故に備えた保険への加入が
義務化されました。
自転車を利用する場合は「区民交通傷害保険」に「自転車賠償
責任プラン」がセットされたコースへのご加入をおすすめします。
※正式名称「東京都自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」

区民交通傷害保険PRちらし

もしもの故障に
「点検整備」

もしもの衝突に
「ヘルメット」

もしもの事故に
「保険加入」

フタコレプジャ

**自転車の
“もしも”に備えよ!
保険・点検・ヘルメット!**

自転車に関する都条例・区条例※が令和2年4月1日から変わります

- ① 自転車利用者は自転車損害賠償責任保険等への加入が義務付けられます。
- ② 13歳未満の子どもの場合は、自転車乗車時のヘルメット着用が保護者に義務付けられます(10月1日から)。
- ③ 自転車利用者は自転車の点検整備に努めなければなりません。
- ④ 自転車を通勤・業務に使用する事業者は従業員に対し、これらの情報を適切に提供するように努めなければなりません。
- ⑤ 自転車販売店、自転車貸出業者、駐輪場運営者、学校設置者、保育所・託児所等の運営者は利用者に対し、これらの情報を適切に提供するように努めなければなりません。

※世田谷区自転車条例および、東京都自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例

お問い合わせ先
世田谷区土木部交通安全自転車課
03-5432-2315

×ながらスマホは厳禁×

区自転車条例改正PRちらし

図 74 区民交通傷害保険、区自転車条例改正PRちらし (再掲)

1-2-2. 施策4 ヘルメットの着用啓発

目的

万が一の事故への備えとして、致命傷となりやすい頭部を衝撃から守る自転車ヘルメットの着用を促進し、交通事故の重傷化を防止するとともに、あわせて自転車利用者の自覚と交通安全・交通事故防止の意識を高めます。

今後の方向性

これまで区では学校・PTA等と協働してヘルメット着用促進に取り組んできました。「世田谷区自転車条例」の改正により、令和2年10月より自転車に同乗する幼児を含め13歳未満の子どもヘルメットの着用について保護者の義務としたことをきっかけとして、さらに区民のヘルメット着用の促進を図ります。

今後の取組み

○子どもへのヘルメット着用義務化にあわせた着用の促進

- ・学校、PTAとの協働により、子どもヘルメット着用義務化について、また、ヘルメットの効果、必要性・重要性について、周知・啓発を図ります。
- ・自転車店、駐輪場、レンタサイクル等との連携により、子どもヘルメット着用義務化について、また、ヘルメットの効果、必要性・重要性について、周知・啓発を図ります。

○大人へのヘルメット着用の促進

- ・子どもヘルメット着用義務化をきっかけとして、保護者に対しヘルメットの効果、必要性・重要性について、周知・啓発を図り、「自転車乗るなら家族でヘルメット」の普及を目指します。
- ・自転車店、駐輪場、レンタサイクル等との連携により、ヘルメットの効果、必要性・重要性について、周知・啓発を図ります。

自転車に関する条例の改正について

1. 改正の目的

世田谷区では自転車利用が普及していますが、自転車事故件数も都内トップクラスにあります。区では警察署等と連携して事故防止に取り組んでいますが、それでも起こってしまう事故への対策と、区の自転車施策の実情に合わせて「世田谷区自転車条例」を改正します。

2. 改正内容

- (1) 事故時の重度化防止のため、保護者はその監護する13歳未満の子どもに対し、自転車利用時にヘルメットを着用させなければなりません。チャイルドシートに6歳未満の幼児を乗せる場合も同様です。
- (2) 自転車を利用する際はヘルメットの着用にも努めなければなりません。特に65歳以上の方は、事故時の重度化防止の観点から着用にも努めなければなりません。
- (3) イヤホン、スマートフォン・携帯電話、傘さし等の「ながら運転」禁止を閉文化します。
- (4) 自転車利用者、自転車使用事業者、自転車貸出事業者は、自転車の点検整備により、自転車本体の安全性向上と交通安全の意識向上に努めなければなりません。
- (5) 自転車使用事業者はその従業員に対し、自転車販売店・自転車貸出業者・駐輪場運営者・学校設置者・保育所および託児所等の運営者は利用者に対し、自転車損害賠償責任保険等に関する情報や、自転車乗車用ヘルメット着用に関する情報、自転車の点検整備に関する情報を提供するよう努めなければなりません。
- (6) 自転車を駐輪する時は施設により、盗難の防止に努めなければなりません。
- (7) 駐輪場の不正使用者に対し、指定管理者は駐輪場の使用制限を課すことができます。
- (8) 区立駐輪場の一部を特例として規則で定め、自動二輪車を駐車させることができます。
- (9) 放置禁止区域外における放置自転車等について、撤去までの期間を最低3日に短縮します。
- (10) 自転車等の車体へ自己の住所・氏名等の明記義務を廃止します。
- (11) 盗難された自転車等が放置自転車等として撤去された場合、撤去前までに盗難届が提出されれば、撤去手数料が免除されます。
- (12) 引取りのない撤去自転車等の処分方法について、売却処分を含め、条例で規定します。

3. 自転車損害賠償責任保険等への加入義務化について

「東京都自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」の改正により、自転車利用者(未成年の場合はその保護者)は、自転車利用中の事故により、他人にケガをさせた場合などの損害を賠償できる保険等に加入しなければなりません。
なお、自転車を業務で使用する事業者は、事業用の賠償責任保険に加入する必要があります(個人賠償責任保険では業務中の事故は補償されません)。

4. 改正の時期

令和2年4月1日施行(改正内容(1)については令和2年10月1日施行)

お問い合わせ先 世田谷区土木部交通安全自転車課 03-5432-2515

2. 改正内容

- (1) 事故時の重度化防止のため、保護者はその監護する13歳未満の子どもに対し、自転車利用時にヘルメットを着用させなければなりません。チャイルドシートに6歳未満の幼児を乗せる場合も同様です。
- (2) 自転車を利用する際はヘルメットの着用にも努めなければなりません。特に65歳以上の方

図 75 区自転車条例改正PRちらし(ヘルメット着用義務化)

1-2-3. 施策5 自転車の点検整備の促進

目的

万が一の事故への予防として、また、日々の安全・快適な移動のために、区民の自転車点検整備を促進し、あわせて自転車利用者の自覚と交通安全・交通事故防止の意識を高めます。

今後の方向性

自転車の点検整備は、事故の原因となる故障や整備不良を予防するだけでなく、良質な自転車を点検整備しながら大切に利用することは、交通ルール・マナーを守った安全運転や放置自転車防止にもつながります。整備不良事故の恐ろしさ、点検整備のメリットをわかりやすく伝え、啓発による点検整備の促進を図ります。また、自転車販売店と連携して、自転車を点検整備しやすい環境づくりに努めます。

今後の取組み

○安全な自転車の選び方や点検整備の啓発

- ・区ホームページ等を活用した啓発により、自転車利用時における日々のチェックポイントをわかりやすく伝える等、点検整備の習慣を広めます。
- ・区ホームページから「東京都自転車商協同組合」のページにリンクを張り、区内の加盟店の一覧情報を提供するなど、日常の点検整備を安心して任せられる「かかりつけ自転車店」の普及を進めます。



図 76 自転車の点検整備方法（『子育て自転車の選び方&乗り方』より抜粋）



図 77 区自転車条例改正PRちらし（再掲）



自転車講習受講証

※自転車講習受講証を開くと、自転車安全点検シートが見えるつくりになっています。

自転車点検シート

自転車を安全に利用するためには、日頃からの点検整備が不可欠です。点検整備が不十分な自転車は、自転車利用者にとって危険であるばかりではなく、歩行者等、周りの人にも危険を及ぼすおそれがあります。

- 以下の点検シートを参考に、日常的に点検整備しましょう。
- 年に一回程度は、自転車店等で点検整備してもらいましょう。
- 身近なところに「かりつけ自転車店」を持ちましょう。

点検箇所	点検の仕方	チェック
①ブレーキ	よく効きますか？	
②タイヤ	キズがあったり、すりへっていませんか？	
	空気は十分に入っていますか？	
③ハンドル	高さは合っていますか？	
	ゆるみやがたつきはありませんか？	
④サドル	またがって両足が地面につきませんか？	
	しっかりと固定されていますか？	
⑤チェーン	チェーンはよく回転しますか？	
⑥スタンド	がたつきはないですか？	
⑦泥よけ	がたつきはないですか？	
⑧反射材	割れや汚れはありませんか？	
	しっかりと光を反射しますか？	
⑨ベル	よく鳴りますか？	
⑩ライト	明るく点灯しますか？	
⑪かご	ゆるみやがたつきはないですか？	
	自転車用ヘルメットを持っていますか？	
⑫その他	防犯登録はしてありますか？	
	自転車保険には加入していますか？	

自転車安全点検シート

図 78 自転車講習受講証及び自転車安全点検シート